

大津市議会 令和5年6月通常会議
生活産業常任委員会 説明資料

議案第94号
指定管理者の指定について
(大津市リサイクルセンター木戸)

令和5年6月27日
環境部廃棄物減量推進課

1 リサイクルセンター木戸について

大津市リサイクルセンター木戸（平成25年4月開所）

管理運営体制（令和5年4月現在）4人（常勤職員1人、会計年度任用職員3人）

開館日 火曜日～土曜日 ※閉館日は月曜日及び日祝日、年末年始

主な業務（事業）

3Rに関する体験、教室の開催 [大会議室]

リユースコーナーの運営 [子ども用品]

啓発コーナーの運営 [リサイクル品の展示]

年間利用者数 約2,000人 各種教室及びリユースコーナー等



「3R教室の受講風景」



「リユースコーナー」



2 施設の管理運営をめぐる検討経過

施設の適正化を見据えた検討

環境美化センターにおける啓発施設の整備方針に伴い、リサイクルセンター木戸の役割、使途・機能の検証、費用の合理化等について検討。

施設の存続、管理運営形態の見直し（直営管理→指定管理者制度）

- ・本市において広く効率的にごみの減量・資源化に対する市民意識の普及を働きかける上で、複数拠点において相互に連携した活動が必要 [市・3R啓発推進上の必要性]
- ・北部地域の3R啓発拠点として活用に関する提案 [環境美化センター運営事業者]
- ・施設の存続を求める地域要望 [市民]

- ・管理主体、運営方法を見直す（指定管理）とともに、施設を存続することとした。
- ・指定管理者制度の導入に必要な条例改正（令和5年2月通常会議）。

指定管理者候補者の選定

- ・令和5年4月以降、指定管理者選定委員会を開催し、候補者の選定作業を進めてきた。

3 選定委員会の開催経過

| 時期 | 内容 | | | | | | |
|--------------|---|--|--|--------------|---|--------|------------------|
| 4月 4日(火) | 第 1 回環境部指定管理者選定委員会 (申請要項・仕様書・ 選定方式【非公募】 ・評価項目等の審議) | | | | | | |
| 4月10日(月) | 大津環境テクノロジー(株)に指定管理者候補者指名通知 | | | | | | |
| 4月19日(水) | 指定管理者候補者より指定管理者申請書を受理 | | | | | | |
| | <table border="1"> <tr> <td>団体名等</td> <td>大津環境テクノロジー株式会社 取締役社長 上林 賢司 大津市膳所上別保町785番地の1</td> </tr> <tr> <td>事業計画 (要旨)</td> <td>管理の基本方針、安全管理・リスク管理・緊急時の対応、サービス向上策、利用促進、経費の縮減等</td> </tr> <tr> <td>委託料見積額</td> <td>39,722千円(2年8ヶ月分)</td> </tr> </table> | 団体名等 | 大津環境テクノロジー株式会社 取締役社長 上林 賢司 大津市膳所上別保町785番地の1 | 事業計画 (要旨) | 管理の基本方針、安全管理・リスク管理・緊急時の対応、サービス向上策、利用促進、経費の縮減等 | 委託料見積額 | 39,722千円(2年8ヶ月分) |
| | 団体名等 | 大津環境テクノロジー株式会社 取締役社長 上林 賢司 大津市膳所上別保町785番地の1 | | | | | |
| 事業計画 (要旨) | 管理の基本方針、安全管理・リスク管理・緊急時の対応、サービス向上策、利用促進、経費の縮減等 | | | | | | |
| 委託料見積額 | 39,722千円(2年8ヶ月分) | | | | | | |
| 4月21日(金) | 第 2 回環境部指定管理者選定委員会 (ヒアリング実施、審査、採点結果の報告及び候補者の決定) | | | | | | |

4 非公募とした理由

■ 4-1 背景となる事実

- ・ 大津環境テクノロジー(株)は、北部クリーンセンター及び環境美化センターの運営を事業目的として設立された特別目的会社である。
- ・ 環境美化センター内3R啓発施設（玄関棟2階及び3階）の運営は、環境美化センターの運営業務の一部であり、既に特別目的会社には業務上必要な知識が備わっている。
- ・ リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）を促すうえで、市民志向の把握が重要となるが、特別目的会社は3R啓発施設の運営を通じて把握できる立場にある。
- ・ 大津市リサイクルセンター木戸設置条例の一部を改正する条例の制定〔指定管理者を定めるための規定整備〕は、令和5年2月通常会議に上程し、可決された。
- ・ 市域全体を対象とした3R啓発推進に要する事業費は、ごみ処理施設管理運営業務委託契約に基づいて予算措置済み（現計化予算及び債務負担行為による）である。

4 非公募とした理由

■ 4-2 非公募により選定した理由

○ 3R啓発施設における事業効果の全市域への拡大を見据えつつ、啓発施設での活動に対する効果の検証、及びリサイクルセンター木戸での実践等を自ら行い、市民生活に有効な啓発を展開できる事業者であること

→ 3R啓発施設で行われる講座やリユース体験等がリサイクルセンター木戸に行われることは有効であることに加え、大津環境テクノロジー(株)はリサイクルセンター木戸での事業活動費に伴う指定管理料を要しないとされていること

○ ごみ処理施設の管理運営を通じて、市のごみ処理状況や市民志向を自ら俯瞰的に把握できる事業者であり、効果的な啓発と情報発信が行えること

→ 大津環境テクノロジー(株)を指定管理者とすることにより、ごみ処理及び3Rの推進を図る上で、本市が抱える課題を正確に認識し、対策や活動に関する情報発信・市民とのコミュニケーションが活性化されるとともに、事業活動に対する評価を踏まえた、活動の見直し・改善が直ちに図れること

[参 考]

指定管理者制度の適用前後の管理運営費用の変化

| | | | |
|-------------------|---|------------------|----------|
| [適用前・R4年度当初予算ベース] | → | [適用後・指定管理料通年ベース] | [差引・削減額] |
| 16,841千円 | | 15,035千円 | ▲1,806千円 |

5 採点及び評価結果

■ 採点結果

| | 合 計 |
|--------------------|---|
| 配 点 | 120点／人 |
| 満 点 | 600点 ※審査員5人 |
| (最低水準点) | 60%(360点) |
| 得 点 | 386点 |
| 審査(評価)の 視点・重みづけ | 安定的な運営(管理の基本方針、リスク管理、緊急時の体制、 人員配置ほか)、サービス向上、経費縮減、社会貢献の4分野 にわたり評価。特に「安定的な運営」に重点(60点／120点)。 |

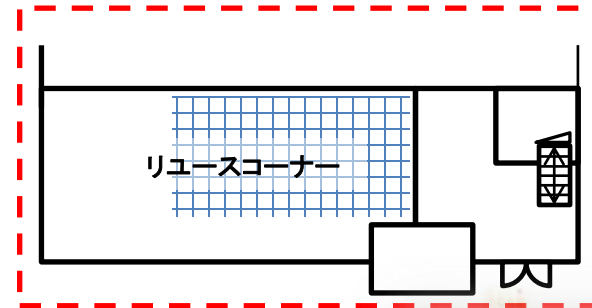
■ 評価結果

施設の設置目的及び管理運営に関する基本的な考え方を十分に理解しており、本市のごみ処理施設管理運営への従事を通じて得た知識、経験を活かし、市民志向に照らしながら効果的な事業の運営が期待できる



6 主な提案内容(3R教室等啓発・リユース推進)

| | |
|-------|---|
| 開催頻度 | (市域全体で)毎月4回の開催を基準とする |
| 開催場所 | リサイクルセンター木戸 2F 大会議室など |
| お問合せ先 | 火曜日～土曜日 (月曜日、日祝日は休み) 9:00～17:00 (昼休み12:00～13:00) 大津環境テクノロジー株式会社 啓発事務所 |



- 人気の高い教室の開催に加え、アンケート等を通じて利用者ニーズを把握しながら、事業内容の拡充・見直しを続ける。
- 新たな啓発事業として、夏休みこども3R教室、エコ料理教室等を企画。



※写真はイメージです

| リユース品の種類 | お持ち帰り最大数 |
|--------------|----------|
| 大型品(ベビーカー、他) | 1点まで |
| 子ども服類 | 3点まで |
| おもちゃ | 1点まで |
| 本・靴 | 各1点まで |
| 帽子・靴下・水着 | 各2点まで |
| その他 | 複数可 |
| 合計 | 合計5点 |

7 議案審査後の事務手続き

| 実施時期 | 内容 |
|--------|-------------------------|
| 令和5年4月 | 指定管理者選定委員会で選定 |
| 令和5年5月 | 仮基本協定の締結 ※ |
| 令和5年6月 | 債務負担行為、指定管理者の指定について議案提出 |
| 令和5年7月 | 関連規則の改正、単年度協定の締結 |
| 令和5年8月 | 指定管理者による管理運営開始 |

※ 仮基本協定は指定議案の議決を経て本協定となる

8 指定管理者制度について[参考]

平成15年9月、「地方自治法の一部を改正する法律」が施行され、公の施設の管理制度が改められ、従来、公共団体と公共的団体に限られていた管理委託対象が広く民間企業や各種法人にも認められることとなった。

本市においても、多様化する住民ニーズに、より効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用し、住民サービスの向上を図るとともに、経費の削減等を目的として、平成17年11月に公人屋敷の指定管理者制度の導入をはじめ、これまで積極的な導入を図ってきたところである。

| | 指定管理者制度 | 業務委託 |
|---------|--|--|
| 法的性格 | 「管理代行」指定(行政処分的一种)により、公の施設の管理権限を指定を受けたものに委任。指定処分は請負契約とは異なるため入札手続きの対象とならない | 「行政契約(私法上の契約関係)」契約に基づく個別の事務または業務の執行の委託 |
| 受託者の決定 | 施設毎に議会の議決を経て決定 | 議会の議決は不要 |
| 施設の使用許可 | 指定管理者が行うことができる | 受託者はできない |

指定管理者制度導入に係る事務処理要領より抜粋

8 指定管理者制度について[参考]

『指定管理料』は、施設使用料等の収入を充てても、管理運営費用のすべてを賄いきれない施設において、収支差額相当額を本市が指定管理者に支払うものです。

指定管理者による経営努力、経費縮減を働きかけることとし、原則として協定において定めた指定管理料は精算しないこととしています。

本施設の場合、管理運営費における収支差額相当額を**指定管理料**として負担します。

◆収支計画(単年度ベース)

| 項目 | 管理運営費 | 3R教室等啓発 | リユース推進 |
|---------------|----------------------|-------------------|----------|
| ①－②(収支差額) | ▲15,035千円 | ▲2,520千円 | ▲2,110千円 |
| ①収入計 | 施設使用料 10千円 | 受講料 180千円 | |
| ②費用計[以下項目は内訳] | 15,045千円 | 2,700千円 | 2,110千円 |
| 人件費(賃金、共済費等) | 11,180千円 | 2,000千円 | 2,000千円 |
| 光熱水費、燃料費等 | 1,500千円 | | |
| 事業運営費 | 業務委託費、保守料 1,530千円 | 講師謝金、材料費 600千円 | 資材費 10千円 |
| 修繕料 | 685千円 | | |
| 一般管理費 | 150千円 | 100千円 | 100千円 |